

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第6号

令和6年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年12月12日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 西 田 三 十 五

- 1 期 日 令和6年12月19日（木） 午後3時30分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○令和6年12月19日

○現在議員12名で次のとおり

1番	稲	田	敏	昭
2番	押	木	孝	和
3番	櫻	井	道	明
4番	板	倉	和	雄
5番	高	橋	秀	樹
6番	加	藤		弘
7番	小	高	良	則
8番	鈴	木	広	美
9番	今	井	定	男
10番	江	澤	眞	一
11番	岡	野	義	広
12番	齊	藤	一	郎

令和6年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

令和6年12月19日（木曜日）午後3時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第3号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

日程第4 一般質問

○本日の会議に付した事件

1. 開会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第3号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の質疑、討論、採決
9. 一般質問
10. 閉会

○出席議員（12名）

1番	稲	田	敏	昭
2番	押	木	孝	和
3番	櫻	井	道	明
4番	板	倉	和	雄
5番	高	橋	秀	樹
6番	加	藤		弘
7番	小	高	良	則
8番	鈴	木	広	美
9番	今	井	定	男
10番	江	澤	眞	一
11番	岡	野	義	広
12番	齊	藤	一	郎

○欠席議員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	西	田	三	十	五
副 管 理 者	北	村	新	司	
副 管 理 者	小	坂	泰	久	
会 計 管 理 者	花	島	英	雄	
消 防 長	平	山	雅	己	
次 長	前	橋	幸	雄	
参事兼総務課長	柏	崎		哲	
予 防 課 長	青	野	勝	美	
査 察 調 査 課 長	木	村		茂	
参事兼警防課長	戸	村	孝	伸	
救 急 課 長	白	鳥	良	男	
指揮指令課長	川	口	友	己	
佐倉消防署長	和	田	光	功	
志津消防署長	齋	藤	眞	一	
八街消防署長	加	藤		晋	
酒々井消防署長	矢	島	茂	樹	

○議会事務局出席職員氏名

書	記	長	高	嶋	昌	治
書		記	田	中	直	樹
書		記	友	野	睦	美
書		記	高	島	秀	晃

◎開会及び開議の宣告

(午後3時30分)

○議長（櫻井道明） 始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会定例会において、議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可していますのでご報告いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

したがって、令和6年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（櫻井道明） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

監査委員より定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻井道明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号6番、加藤弘議員、議席番号7番、小高良則議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻井道明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案第1号から議案第3号の上程、説明

○議長（櫻井道明） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 西田三十五 登壇)

○管理者(西田三十五) 本日、ここに令和6年12月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらずご出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを心から感謝申し上げます。

それでは、只今から本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、本年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえ、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部につきまして、国及び千葉県に準じた所要の改正をしようとするものでございます。主な内容といたしましては、給料表の給料月額を引き上げ、また、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を0.1か月引き上げて4.6か月分とするものでございます。

議案第2号は、令和6年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1千552万円とするものでございます。これは、令和5年度組合債借入分利子確定に伴い、歳入で長期債償還分担金、歳出で公債費を減額するものでございます。

議案第3号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてでございますが、令和7年3月31日をもって、布施学校組合が解散することに伴い、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること、及び千葉縣市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては、担当者から説明しますので、何卒、慎重にご審議のうえ、可決くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終ります。宜しく願いいたします。

○議長(櫻井道明) 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

(次長 前橋幸雄 登壇)

○次長(前橋幸雄) 消防本部次長の前橋幸雄でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案を1枚めくっていただき、1、改正の要旨につきましては、令和6年8月8日の人事院勧告及び同年10月8日の千葉県人事委員会勧告を踏まえて、当消防組合職員の本年度以降の給与について、国及び千葉県に準じた所要の改正を致そうとするものでございます。2、改正の内容につきましては、(1)第1条関係は給料表、期末手当及び勤勉手当の改正でございます。アの給料表の改正につきましては、民間企業給与との較差に見合うよう、給料月額を引き上げるもので、平均改定率は3.01%でございます。次に、イの期末手当及び勤勉手当の改正につきましては、支給率を民間の支給割合に見合うよう0.1月分引き上げ4.6月分とするものでございます。支給率の引き上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等

に配分し、12月期の期末手当を1.225月から1.275月へ、勤勉手当を1.025月から1.075月へ引き上げるものでございます。また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給率につきましても、0.05月分引き上げ、2.40月分にするものでございます。支給率の引き上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、12月期の期末手当を0.6875月から0.7125月へ、勤勉手当を0.4875月から0.5125月へ、引き上げるものでございます。1枚めくっていただき、(2)の第2条関係につきましても、令和7年度以降の期末手当及び勤勉手当につきまして、6月期及び12月期の支給率が均等になるよう配分するものでございます。

なお、施行日につきましては、第1条の給料表の規定は令和6年4月1日から、期末手当及び勤勉手当の支給率の規定は令和6年12月1日からそれぞれ適用し、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行するものでございます。以上で議案第1号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第2号 令和6年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございます。始めに補正予算書の1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ18万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,552万円とするものでございます。

次に第2条、債務負担行為の補正につきましては、2ページに進んでいただき、第2表、債務負担行為でございますが、年度当初から事業を実施する7事業につきまして債務負担行為を設定させて頂き、令和6年度中に入札を実施し、令和7年4月1日から事業を実施するものでございます。

なお、令和6年度中の支出はございません。

次に、補正予算書の6ページにお進みください。歳入歳出の詳細につきまして、事項別明細書により、ご説明をさせていただきます。始めに、2の歳入でございますが、1款1項2目長期債償還分担金は、補正前の額3億5,009万9,000円で、補正額18万8,000円の減額、補正後の額といたしましては3億4,991万1,000円でございます。内容につきましては、令和5年度組合債借入分利子確定による減額で、構成市町ごとの減額につきましては説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、3の歳出でございますが、4款1項2目利子、補正前の額864万1,000円、補正額18万8,000円の減額、補正後の額845万3,000円でございます。内容につきましては、令和5年度借入れ利子確定に伴う減額でございます。以上、歳入歳出合計、補正前の額52億1,570万8,000円、補正額18万8,000円の減額、補正後の額52億1,552万円でございます。以上で議案第2号の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして、議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてでございますが、令和7年3月31日をもって布施学校組合が解散することに伴い、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少すること及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上で提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第1号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第2号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第3号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上を持ちまして、本議会に付議されました案件は、終了いたしました。

◎一般質問

○議長（櫻井道明） 日程第4、一般質問を行います。

議員番号2番、押木孝和議員の質問を許します。

押木孝和議員。

（議席番号2番 押木孝和 登壇）

○2番（押木孝和） こんにちは、議席番号2番、押木孝和でございます。はじめに、消防職員の方々は火災現場の消火活動や傷病者の応急処置、搬送などを行い、日々私たち住民の生命や安全を守ってくださっております。特に今年は残暑が続き熱中症搬送が過去最多となるなど、様々過酷な現場で従事する職員の皆さまにまず敬意を表すると共に感謝を申し上げます。それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

令和5年度決算審査での監査委員からの要望事項として、優秀な人材の確保について、今後更なる人材獲得競争の激化が見込まれる採用促進のため実施している様々な施策の継続と豊富な知識、技術を持つ高齢期職員が力を発揮できる効果的な配置の実施と公務災害を未然に防ぐための更なる安全管理体制の整備、また中長期的な視点に立った人材育成の推進による組織力の強化を図り、持続可能な消防組織体制の確保を要望されております。加えて、職員一人一人が能力を発揮できる職場環境としていくために、法令順守、ハラスメントに対する意識を高め、必要な研修の実施から職員の能力向上と組織力の強化も要望されております。また、以前より日常的な消防活動をはじめ、大規模災害発生時を想定した防災拠点及び総合訓練施設としての用地の確保に加え、志津地区の消防力の充実強化と、人材確保、人材育成についての質問がなされており、現在様々に対策が行われているかと思われませんが、今回私からは、監査委員からの要望と過去の質問を踏まえ、組織力と災害対応力の充実、強化について、以下3点についてお伺いをいたします。

1点目といたしまして、志津消防署の建替えについてお伺いをいたします。消防力の整備指針において、長年にわたり志津地区市街地が基準を満たしていない状況が確認されており、大規模災害発生時を考える

と早急な対応が望まれると考え、令和6年2月議会にて質問させて頂きました。また、佐倉市議会においても、劣悪な勤務環境と老朽化による志津消防署の建替えについて待ったなしの状況であることを指摘した上で、建替え工事に遅れが生じないように提言してまいりました。市では、遅れることのないよう建替え工事を進めるとのことでありましたが、その後、佐倉市八街市酒々井町消防組合から志津消防署の移転、建替えの要望書が佐倉市に提出され、市ではそれに沿って検討を進められ、おおむね 5,500 平方メートルの移転用地の確保の要望に対し、現志津消防署が立地する志津北部地区において選定した候補地として、区画の関係から面積が約 7,000 平方メートル、幹線道路に接道する土地を提示し、消防組合からも移転先用地として適当であるとの回答をいただいていると聞いております。現在の志津消防署は約 1,650 平米程度と聞いておりますから、組合からの要望は 5,500 平米で、今回さらに広い約 7,000 平米の予定で移転計画を検討しているということでございますが、どのような施設の建設を計画しているのかお伺いしたいと思います。また、今現在劣悪な環境で我慢を重ねて勤務に当たっている職員の方も、さらに延びてしまう完成までの間、継続して負担を強いることになります。精神的にも士気が下がることが懸念されますので、しっかり説明責任を果たした上でケアしていただきたいと思いますが、今年6月の佐倉市議会にて、同僚議員から、現施設で応急的にでも改善できる点があれば、躊躇なく整備していただきたい旨申し上げたところ、組合管理者であります西田市長より、女性消防士も女性救急隊員もいる現場であります。管理者とするならば、応急的に建物を建て増して対応してまいりたいと思います。できる限り一日も早く進めるよう、管理者として努力してまいります、との答弁を頂いておりますが、現在どのように進んでいるのか、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防力整備実施計画についてもお伺いをいたします。

2点目として、消防署指揮隊の構築状況について伺います。昨年の10月議会にて災害を最小限に抑え、住民の生命、財産を守り、消防職員の安全を確保するための消防署指揮隊の構築状況についての具体的な取組み状況をお伺いしたところ、消防署指揮隊構築の検討、指揮隊編成等の再考につきましては、議員ご指摘のとおり、当消防組合は4消防署に対し1隊の指揮隊で対応しているため、令和4年度の消防組合組織機構改革作業部会、同委員会で検討した結果、当消防組合管内を3方面に分け、地域の実情から志津消防署及び八街消防署への設置に向け、3隊の運用を計画したところであります。また、指揮隊要員として20名を増員するため、令和5年4月に佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正し、消防吏員の定数を415人に改正したところであり、今後は職員の適正配置や計画的な職員採用を行い、人員の確保を進めてまいります、とご答弁を頂いておりますが、1年以上が過ぎました。現在設置に向けた準備委員会等は立ち上がっているのか、どのように検討が進んでいるのかお伺いしたいと思います。また、令和7年度から令和9年度までの佐倉市八街市酒々井町消防組合消防力整備実施計画ではどのように計画されているのか併せてお伺いをいたします。

最後、3点目といたしまして、介助要請についての対応についてお伺いをいたします。高齢化が進み、介護関係でも様々な問題が起き、消防署に救助を求める色々な連絡が入っているかと思いますが、今回はベッドに戻して欲しい等の要請についての対応についてお伺いをいたします。昨今高齢化に伴い、高齢者の独り暮らしや高齢者夫婦のみで暮らしているなどで様々な問題が社会的にも話題となっております。最

近よく耳にするのが、高齢者がベッドから落ちてしまい、ベッドに戻れず消防署等に助けを求めるケースが増えてきているとのことですが、私自身、昔ですね、足が弱っていた父親が、やはり夜中にベッドから降りようとして倒れてしまって、立ち上がれず、母親が何とか戻そうとしたのですが、自分の力では父をベッドに戻すことができず、最終的には困って私の方に助けを求めてきたということがありましたが、近所に助けてくれる方がいない場合はやはり 119 番等に通報をしてしまうというのは理解ができるのですが、そのような場合ですね、消防法や消防組織法に当たらない、住民サービスとしての出動となるのかと思うのですが、昨年度と今年度に、そのようなベッドに戻して欲しい等の依頼は何件で、出動回数は何回あったのか、また具体的にはどのような形、行政サービスとしてか、また正式な出動として対応しているのかお伺いをいたします。加えまして、福祉的な問題ともなりますので、各市町の福祉関係部局との連携は取れているのかも併せてお伺いをいたします。以降の質問は自席にて行います。

○議長（櫻井道明） 消防長。

（消防長 平山雅己 登壇）

○消防長（平山雅己） 消防長の平山雅己でございます。押木孝和議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1 点目の志津消防署の建替えについてでございますが、消防組合全体の消防力の強化を図るため、現状の志津消防署の機能に加え、未整備となっております個室仮眠室、女性職員施設、救急消毒室等を整備するとともに、多様な災害を想定した訓練施設及び防災拠点施設等の整備について新たに進めてまいりたいと考えております。

なお、現施設での応急的な整備につきましては、今後の志津消防署の建替え時期と財政面等を勘案し引き続き検討してまいりたいと考えております。また、令和 6 年 4 月現在の消防組合消防力整備実施計画において、志津消防署の老朽化対策及び勤務環境の整備、訓練体制の強化として計画しており、消防力整備実施計画に基づき引き続き計画の推進に努めてまいります。

つぎに 2 点目の消防署指揮隊の構築状況についてでございますが、指揮隊要員として 20 名を増員するため、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防職員定数条例の一部を改正し、令和 5 年 4 月から消防吏員の定数を 415 人に改正したところでありますが、近年の大量退職等の影響により職員実数が定数を大きく下回っているのが現状でございます。これらのことから準備委員会等の設置はできていない状況ですが、今後、消防署指揮隊構築の検討、指揮隊編成等の再考につきましては、人員確保のほか消防力整備実施計画に記載がございます消防力の強化における消防署所の整備及び消防車両の整備と併せて、引続き計画の推進に努めてまいります。

最後に介助要請についての対応でございますが、119 番通報の内容については、火災、救急をはじめとする災害等による要請のほか、誤報、いたずらなど、本来消防の業務の範疇であるかを区別しかねる通報もがございます。高齢の方や介護等を必要とする方が、自力でベッドや車いすに戻れず動けなくなる事案での通報もがございます。こうした事案につきましては現在、災害種別その他として、災害出動として取扱い出動しております。出動件数につきましては、災害種別その他のうち当該事案と思われる出動は、年間概ね

60 件程度でございます。当該事案で援助を求める方は基礎的に体が不自由であるなど、介護等が必要な方であり、通報時点で負傷や疾病を伴っているか否かを判断しかねる場合も想定され、人命最優先の観点からも災害出動として取り扱っているところでございます。火災、救助をはじめ、他の災害活動に支障を及ぼさない限りにおいて行政サービスの一環として対応しております。また、構成市町福祉関係部局と連携につきましては、個別の事案に関して調整をするなどしており、今後更に進む高齢化社会を見据え、当該事案をはじめとして福祉関係部局との連携について検討してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井道明） 押木孝和議員。

○2 番（押木孝和） ありがとうございます。消防長からご答弁いただきました志津消防署の移転計画につきましても、訓練施設や防災拠点施設を新たに設けることは地域の安全安心につながることから大変適切であるものと思います。また、この規模であれば、総務省消防庁が実施する実態調査により、消防力の整備指針における志津地区の消防署が1 署少なく、基準を満たしていない状態のまま現在に至っている問題につきましても補完できるのではないかと期待をいたします。また、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防力整備実施計画にあります志津消防署の老朽化対策及び勤務環境の整備では、本計画期間中における改築計画の実現を目指し等と記入されておりますが、職員の方々のモチベーションが下がらないようフォロー頂くと共に、西田管理者が言われているように、一日も早く進めるべきというふうに考えますので、宜しくお願いを致します。

続いて、指揮隊の構築状況につきましては、人員不足等の様々な問題があり予定通りいつていないようですけれども、今後更なる人材獲得競争の激化が見込まれる等、監査委員会からのご指摘がございますように多様化する消防行政のニーズに対応するために、適正な職員定数の確保と組織改革、また I C T 技術を活用した業務の効率化を図るなど、人員及び車両の効果的な運用をお願いすると共に消防署指揮隊の構築準備委員会の設置等、議会といたしましても今後の進展をしっかりと確認させて頂きたいと思いますので、宜しくお願いを致します。

最後に、3 番目の介助要請につきましては、今後どこまでが要請がくるかわかりません。救助した後の対応等も必要となりますし、高齢者に対しましては、各市町でも様々な対策や対応、また補助金制度もございますので、ぜひ各市町の福祉関係部局とは連絡、連携を取って頂きたいと思いますので、宜しくお願い致します。

また、出動に関しては災害出動とのことですが、住民サービスの出向と違い、正式な出動となりますと、それが優先され実際に近くで火災や事故等が起こってもすぐに現場に行けないのではないかと思います。火災等の事故とベッド戻しのどちらを優先するかと思いましたが、やはり火災等になるのではないかと思います。また、ベッド戻しのお宅には、少し遅れますけれども別の対応ができるのではないかと思います。いかがでしょうか。実際にはそういった場合、どのような対応をされているのかお伺いしたいと思います。また、正式出動となると手当も支給されているかと思いますが、どのような根拠で、どの項目で取扱われているのかお伺いをいたします。

○議長（櫻井道明） 指揮指令課長。

(指揮指令課長 川口友己 登壇)

○指揮指令課長(川口友己) 指揮指令課長の川口友己でございます。災害対応の優先に係るご質問にお答えいたします。当該事案に限ることなく、災害が重複した場合の対応については、火災、救助をはじめ、その災害の緊急性、傷病者の重症度などを総合的に考慮し、優先的に対応が必要な事案を選別して対応しているところでございます。当該事案に出動したのち、直近で火災等の災害が発生した場合には、出動隊又は動態管理を行っている指揮指令課通信指令室において、当該事案と比較し、直近の火災等を優先して対応すべきと判断した際には、当該事案に出動した隊が火災等に任意に出動するなど対応しているところでございます。以上でございます。

○議長(櫻井道明) 総務課長。

(総務課長 柏崎哲 登壇)

○総務課長(柏崎哲) 総務課長の柏崎哲でございます。出動に係る手当の支給につきまして、お答えをさせていただきます。当該事案につきましては、出動種別その他となり、特殊勤務手当の災害活動手当の支給対象としております。特殊勤務手当につきましては、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例にて定められており、組合議会の議決を受け施行しているところでございます。また、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定められ、支給の範囲等は運用にて取扱っているところでございます。以上でございます。

○議長(櫻井道明) 押木孝和議員。

○2番(押木孝和) ありがとうございます。ベッド戻しの出動につきましては、個人的には行政サービスの出向としての方がよいのではないかというふうには思いますけれど、ただ、任意に対応できるということと災害活動手当の支給対象であると理解することができました。ありがとうございます。今後、ますます増えていくと思われる手当の支給の対象とならない行政サービスとしての出動、出向につきましても、大変な思いで対処してくださっている職員の方々に対する対応が必要となっていくのではないかと思います。今後議会を含め議論をしていく必要があると考えますので、ご検討を頂けるよう宜しくお願いを致します。

また、今後どのような災害や問題に直面するかわかりません。常に早く対応し、人員獲得や組織改革等を行い、組織力と災害対応力の充実、強化を図ることが必要と思います。また、消防職員の方々が活動しやすい環境の整備等も必要と考えますが、最後に管理者からこれらの対応についてのお考えをお聞きいたしまして、私の質問を終了いたします。

○議長(櫻井道明) 管理者。

(管理者 西田三十五 登壇)

○管理者(西田三十五) 押木議員のご質問にお答えいたします。市民、町民の安心安全のため、消防力整備実施計画において、人員確保及び庁舎の老朽化、未整備の施設の対策をはじめ、活動環境の整備を推進し、組織力と災害対応力の充実、強化に努めてまいります。私からは以上でございます。

○議長(櫻井道明) これにて、議席番号2番、押木孝和議員の一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（櫻井道明） 以上をもちまして、令和6年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後4時15分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 櫻 井 道 明

署名議員 加 藤 弘

署名議員 小 高 良 則